

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

江別市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>江別市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第51号)に基づき、子どもの健康増進と健全なる育成を図ることを目的とし、子どもの保護者に対し、医療に要する経費の一部助成に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none">① 交付申請書・各種届出書の受理に関する事務② 交付申請書・各種届出書に基づく受給資格認定、医療証交付に関する事務③ 支給額決定及び支払に関する事務④ その他上記事務に関連する事務 <p>【情報連携】</p> <p>・番号法第19条第9号及び江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	子ども医療システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療受給者情報ファイル/口座管理ファイル/宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">○番号法第9条第2項○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号)・第4条(個人番号の利用範囲)・別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">○番号法第19条第9号○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号)・第4条(個人番号の利用範囲)・別表第2の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療助成課
②所属長の役職名	医療助成課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部医療助成課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務については、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員は、IDとパスワードによる認証で限定している。また、年度ごとに人事異動等に対応した権限の付与、削除を行うことで、アクセス権の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権のない職員など)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成25年4月5日	I-4①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成25年8月5日	1-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第14号に規定する特定個人情報保護委員会規則(未定)	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第14号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	事後	
平成29年6月14日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第2項 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第1の1の項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第2項 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第1の3の項	事後	
平成29年6月14日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第14号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第2の3の項	事後	
平成20年7月6日	I-5②所属長の役割	医療助成課長 鈴木 一成	医療助成課長	事後	※様式変更
令和4年10月31日	IV-1～9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年10月1日	評価書名	乳幼児等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	「江別市乳幼児等医療費助成条例」(江別市子ども医療費助成条例へ改正(令和2年8月1日施行))
令和2年10月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	乳幼児等医療費助成	子ども医療費助成	事後	
令和2年10月1日	I-1①事務の名称	乳幼児等医療費助成に関する事務	子ども医療費助成に関する事務	事後	
令和2年10月1日	I-1②事務の概要	江別市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年条例第51号)に基づき、乳幼児等の健康増進と健全なる育成を図ることを目的とし、乳幼児等の保護者に対し、医療に要する経費の一部助成に関する事務であり、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。	江別市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第51号)に基づき、子どもの健康増進と健全なる育成を図ることを目的とし、子どもの保護者に対し、医療に要する経費の一部助成に関する事務であり、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。	事後	
令和2年10月1日	I-2特定個人情報ファイル名	乳幼児等医療受給者情報ファイル	子ども医療受給者情報ファイル	事後	
令和2年10月1日	II-1～2	平成27年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和5年9月1日	I-4②法令上の根拠	第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号	事後	※法改正
令和5年1月1日	I-1②事務の概要	【特定個人情報を取り扱う事務】 ① 交付申請書・各種届出書の受理に関する事務 ② 交付申請書・各種届出書に基づく受給資格認定、医療証交付に関する事務 ③ 支給額決定及び支払に関する事務 ④ その他上記事務に関連する事務	【特定個人情報を取り扱う事務】 ① 交付申請書・各種届出書の受理に関する事務 ② 交付申請書・各種届出書に基づく受給資格認定、医療証交付に関する事務 ③ 支給額決定及び支払に関する事務 ④ その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ○番号法第19条第9号及び江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号)に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。	事後	
令和5年1月1日	I-1③システムの名称	子ども医療システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム	子ども医療システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー	事後	
令和7年10月1日	II-1～2	令和2年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第2項 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第1の1の項	○番号法第9条第2項 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第1の1の項	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第2の1の項	○番号法第19条第9号 ○江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) ・第4条(個人番号の利用範囲) ・別表第2の1の項	事後	
令和7年10月1日	IV-8、11様式の追加			事後	※様式変更